

平成 26 年 5 月 30 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所運転差止訴訟第 9 回口頭弁論、
玄海原子力発電所 2、3 号機再稼働差止仮処分第 13 回審尋及び
玄海原子力発電所 3 号機 M O X 燃料使用差止訴訟第 5 回弁論準備手続について

当社は、本日、以下のとおり佐賀地方裁判所において、訴訟対応を行っております。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解をいただけるよう、引き続き努力してまいります。

記

1 玄海原子力発電所運転差止訴訟：第 9 回口頭弁論

玄海原子力発電所 1 ～ 4 号機の運転の差止を求めて、平成 23 年 12 月 27 日及び平成 24 年 1 月 28 日に提訴されたものです。

当社は、原告が主張するような、重大な事故の具体的危険性はないため、原告の請求の棄却を求めております。

2 玄海原子力発電所 2、3 号機再稼働差止仮処分：第 13 回審尋

玄海原子力発電所 2、3 号機の再稼働の差止を求めて、平成 23 年 7 月 7 日に仮処分申立がなされたものです。

当社は、債権者が主張するような、重大な事故の具体的危険性はないため、債権者の申立の却下を求めております。

3 玄海原子力発電所 3 号機 M O X 燃料使用差止訴訟：第 5 回弁論準備手続

玄海原子力発電所 3 号機で実施しているプルサーマルで用いる M O X 燃料の使用差止を求めて、平成 22 年 8 月 9 日に提訴されたものです。

当社は、M O X 燃料の使用に関し、安全性を確保しており、原告の請求の棄却を求めております。

以 上